

2023年5月17日(水)

EIPS 事務局

EIPS からの情報提供 Vol.59

(※改正の施行令とは法律を補足しているもの、施行規則とは施行令を補足するもの。)

- 2023年5月12日付税関ホームページにて、関税法施行令の一部を改正する政令が掲載されております。その要旨は、以下のとおりです。  
詳細は、以下の URL を確認ください。

[法律等改正（政令）：税関 Japan Customs](#)

(要旨)

- 1 輸入申告書の記載事項に、輸入者の住所及び氏名等、貨物が運送される場所の所在地及び名称等、貨物が通信販売により購入されて外国から発送されたものに該当するか否か等を追加することとする。(関税法施行令第59条等関係)
- 2 この政令は、別段の定めがある場合を除き、令和5年10月1日から施行することとする。

- 2023年5月12日付税関ホームページにて、関税法施行規則の一部を改正する省令が掲載されております。その要旨は、以下のとおりです。  
詳細は、以下の URL を確認ください。

[法律等改正（省令）：税関 Japan Customs](#)

(要旨)

- 1 貨物を業として輸入し、又は輸出する者が保存すべき関税関係帳簿への記載を省略する場合における電磁的方式により受領された輸入又は輸出の許可書について、その取扱いの明確化等を行うこととする。(第1条の4、第8条及び第9条の10関係)
- 2 貨物が通信販売により購入されて外国から発送されたものに該当する場合において、その通信販売に係るプラットフォームがその提供者以外の販売者により利用されるものであることが明らかとなるときに、当該プラットフォームの名称等を輸入申告書に記載すべき旨等を規定することとする。(第7条の6等関係)
- 3 税関事務管理人を定めたときの届出書の記載事項及び添付書類並びに税関事務管理人に処理させる必要があると認められる税関関係手続等を定めることとする。(第11条の2及び第11条の3関係)

- 関税法基本通達の一部改正について（電子取引の範囲の明確化に関すること）

[税関 Japan Customs](#)